

平成29年度甲種防火管理新規講習のご案内

～深川地区消防組合～

消防法第8条第1項に規定する防火管理者としての資格講習を次のとおり開催します。

1 講習種別

甲種防火管理新規講習

2 講習日時

平成29年9月14日（木）・15日（金）の2日間

1日目 9時00分～16時00分

2日目 9時00分～14時00分

※ 受付は両日とも8時55分まで

3 講習場所

深川消防総合庁舎 3階講堂

深川市8条10番20号

4 申込方法

防火管理に関する講習会受講申込書（様式第8号の1の1）に必要事項を記入し、消防組合管内の消防署又は支署の予防係に提出し申込みして下さい。申込時に受講票をお渡しします。なお、支署に提出の場合は、受講票のお渡しは後日となります。

郵送による受付もいたしますが、受講票発送のため82円切手を貼った返信用封筒（長形3号）を同封し申込み下さい。なお、郵送の場合の送付先は深川消防署予防課予防係となっております。

5 申込期間

平成29年8月14日（月）から平成29年8月31日（木）

6 受講料

3,500円

※ 講習初日の受付時に納入して頂きますので、なるべく釣銭のないようにご持参願います。なお、納入後の受講料は返還できませんのでご承知おき下さい。

7 その他

(1) 講習当日は、受講票、筆記用具、印鑑をご持参ください。印鑑は修了証交付時（2日目）に使用します。

- (2) 遅刻、途中退席等された場合は修了証の交付は出来ません。
- (3) 受講中、携帯電話の使用は認めません。
- (4) 車でお越しの方は、職員の指示に従い整然と駐車するようお願いします。
 なお、駐車場内での事故等には一切責任を負いませんのでご承知おき下さい。
- (5) 不明な点はお近くの消防署又は支署予防係へお問い合わせして下さい。
- (6) 防火管理者の選任にあつては、防火管理上必要な業務を適正に遂行することのできる管理的又は監督的地位にある者を努めて選任するよう指導しています。

◇◆◇申込・お問い合わせ先◇◆◇

| | | |
|--------------|------------------|-----------------|
| 深川消防署予防課予防係 | 〒074-0008 | TEL0164-22-2814 |
| 《郵送受付はこちらまで》 | 深川市8条10番20号 | |
| 妹背牛支署予防係 | 妹背牛町字妹背牛478番地の4 | TEL0164-32-2026 |
| 秩父別支署予防係 | 秩父別町4103番地の1 | TEL0164-33-3850 |
| 北竜支署予防係 | 北竜町字和11番地1 | TEL0164-34-2200 |
| 沼田支署予防係 | 沼田町南1条3丁目6番42号 | TEL0164-35-2050 |
| 幌加内支署予防係 | 幌加内町字平和4608番地の74 | TEL0165-35-2246 |

《《防火管理者を選任しなければならない防火対象物》》

○特定防火対象物 建物全体の収容人員が10人以上

(政令別表第1 6項口、16項イ※) ※6項口の用途が存するもの

例 避難が困難な要介護者が主として入所する老人ホーム、認知症高齢者グループホーム、
 救護施設、乳児院、障害児入所施設、障害者支援施設など

○特定防火対象物 建物全体の収容人員が30人以上

(政令別表第1 1項～4項、5項イ、6項イ・ハ・ニ、9項イ、16項イ★)

★6項口の用途が存するものを除く

例 集会場、カラオケボックス、飲食店、物販店、ホテル、病院など、不特定多数の来客が想定される施設

○非特定防火対象物 建物全体の収容人員が50人以上

(政令別表第1 5項口、7項、8項、9項口、10項～15項、16項口、17項)

例 下宿、共同住宅、学校、図書館、博物館、事務所、工場など、特定防火対象物に当てはまらない事業所